

／ご存知ですか？／



家庭用
(10kW未満)

家庭用の太陽光発電設備の廃棄について



太陽光発電設備の寿命は何年くらいだと思いますか？
20年～30年、あるいはそれ以上とも言われています。
このリーフレットでは、いずれ来る撤去する日のために、
太陽光発電設備の廃棄の注意点について見てみましょう！

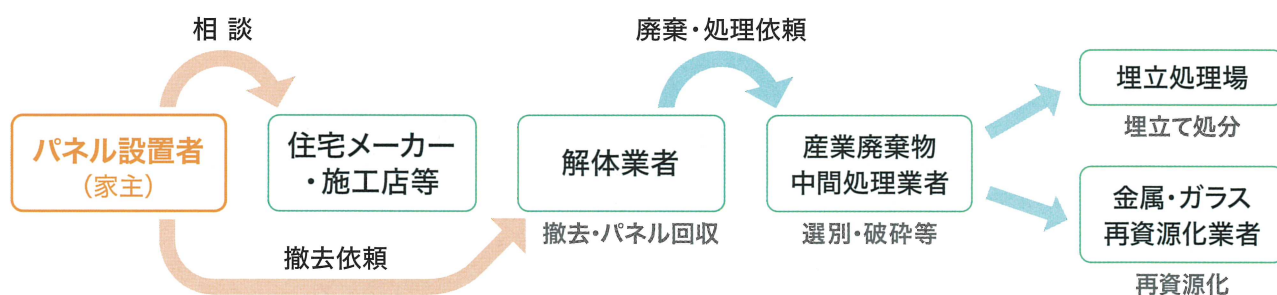
廃棄する前に！ ～まずは修理をご相談ください～



廃棄をする前にまずは住宅メーカーや施工店等に修理をご相談ください。
パワーコンディショナーの故障等があっても修理が可能なケースがあります。
住宅用太陽光発電の固定価格買取制度は10年間で終了しますが、その後も発電した電気を自宅で使う自家消費などのメリットが継続します。

廃棄するときは！ 廃棄の際には、様々なケースが考えられます。

住宅解体や屋根の葺き替え、パワーコンディショナーの故障等が理由で撤去するケースなどがありますが、いずれの場合も住宅メーカーや施工店、太陽光パネルメーカーに廃棄処理方法について相談し、産業廃棄物として適切に処理する必要があります。(粗大ゴミではありません)
また、自然災害等によるパネルの落下・破損に伴い撤去するケースもありますが、その場合には、お住まいの市区町村の廃棄物担当窓口にご相談ください。



その他注意事項 ～設備を廃棄した場合、廃止届が必要です～

固定価格買取制度の認定を受けている場合、廃止届を行う必要があります。設置時に手続きを行った代行事業者に相談しましょう。

ご自身で手続きを行った場合は、JPEA代行申請センター(JP-AC)のHPから「再生可能エネルギー電子申請」の「廃止届マニュアル」を確認しましょう。

FITの廃止届の手続き等についてご不明な点は以下にお問い合わせください

●JPEA代行申請センター(JP-AC) 0570-03-8210 ●その他廃棄の参考情報 <https://www.jpea.gr.jp/house/waste/>

ご存知ですか？



事業用
(10kW以上)

事業用の太陽光発電設備の廃棄について

太陽光発電設備の廃棄処理の責任は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等により、太陽光発電事業者等に 있습니다。また、事業用の太陽光発電設備(10kW以上)について、廃棄等費用積立制度・解体等完了確認制度が始まりました。廃棄の際には、適切に廃棄を実施しなければ積立金を取り戻せません。リサイクル等の積極的ご検討をお願いします。

■ 太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度等について

太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度の概要

原則、源泉徴収的な外部積立て

- ◆ 対 象：10kW以上すべての太陽光発電
(複数太陽光発電設備設置事業を含む)
の認定案件
- ◆ 金 額：調達価格/基準価格の算定において
想定してきている廃棄等費用の水準
- ◆ 時 期：調達期間/交付期間の終了前10年間
- ◆ 取戻し条件：廃棄処理が確実に見込まれる
資料の提出

※例外的に内部積立てを許容(長期安定発電の責任・能力、確実な資金確保)

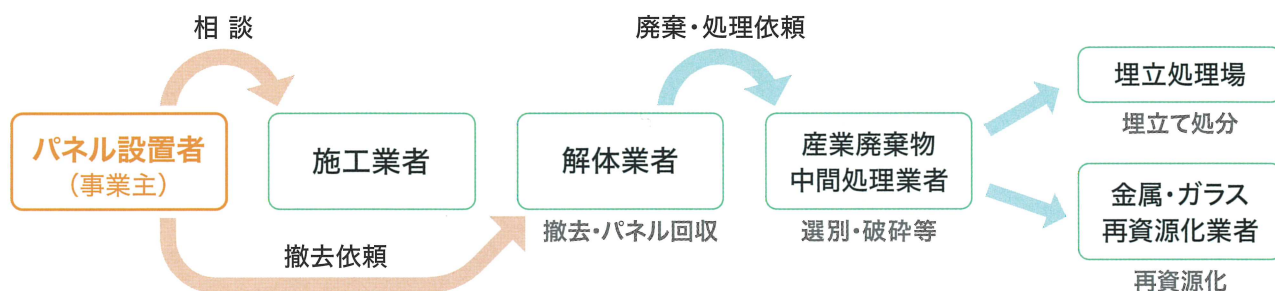
解体等完了確認制度の概要

設備を廃棄した場合、廃止届が必要です

廃止届と同時に又はその後、経済産業大臣による
解体等完了確認を受ける必要があります

- ◆ 対 象：10kW以上すべての太陽光発電
(複数太陽光発電設備設置事業を含む)
の認定案件
- ◆ 時 期：廃止届を提出した、又は認定取消し
となった場合
- ◆ 効 果：確認を受けるまでは認定事業者とみな
され、報告徴収を受けることになります。

■ 廃棄を行う際の処分ルート



■ 太陽光発電設備のリユース・リサイクルについて

廃棄に際しては環境省のガイドライン・廃棄物処理法に従って適切にリサイクル・廃棄することが必要になります。詳しくはこちらをご覧ください。➡ <https://www.env.go.jp/recycle/recycling/renewable/index.html>
廃棄だけではなく、リユースによる太陽光パネルの延命化やリサイクルの検討が必要です。

● リユース事例

使用済みとなった太陽光パネルには、再販売可能なものもあり、既に多くのリユース事例が報告されています。



太陽発電設備の検査の様子



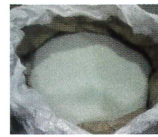
リユース品を使用した発電所

● リサイクル事例

使用済太陽光パネルを素材別に分離、破砕・選別し、ガラスや有用金属(銀等)を回収・リサイクルすることで資源の有効利用が可能となります。



分離したガラス



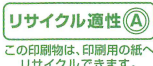
破砕・選別したガラス



有用金属(銀)のイメージ

FITの廃止届の手続き等についてご不明な点は以下にお問い合わせください

● 資源エネルギー庁お問合せ窓口 0570-057-333 ● 廃棄等費用積立制度については https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/FIP_index.html



経済産業省
資源エネルギー庁

